

令和6年度県産農林水産物の流通・販売拡大支援事業（県内フェア）に係る 広報業務委託仕様書

1 目的

県内に拠点を置く外食チェーンと連携した兵庫県産食材フェア（以下、食材フェア）を開催し、本県で生産される農林水産物（以下、県産食材）をPRすることにより、その認知度の向上を図る。

2 事業主体

ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下、協議会という）

3 業務名称

この業務の名称は、「令和6年度県産農林水産物の流通・販売拡大支援事業（県内フェア）にかかる広報業務委託」とする。

4 業務の内容

受託者は、下記の(1)～(3)に掲げる業務を行うこととする。

なお、本業務の委託料の対象は、下記(2)に要する費用とし、フェアの開催費用（食材の調達やメニュー開発に要する費用を含む）は、受託者が負担すること。

(1) フェアの開催

ア 開催期間

令和6年度内の1ヶ月程度以上

イ 開催場所

兵庫県内の店舗 3店舗以上

※開催期間中に、延べ2万人以上の来店者数を見込める店舗とすること。

ウ 要件

(ア) フェアの名称は、県産食材を使用した料理を提供することが分かるものとする。

(イ) 使用食材は、兵庫五国の旬の県産食材とし、ブランド戦略策定品目のうち2種類以上を用いること。なお、品目の決定にあたっては、協議会の了解を得ること。

[ブランド戦略策定品目パンフレット]

https://hyogo-umashi.com/common/pdf/nouchikusuisannbutsu_2023_11.pdf

(ウ) 広報物は、県産食材の特長などを来店者等に周知できるものを制作することとし、フェア開催前や開催期間中には店内外で掲示や配布を行うこと。

(エ) フェアの効果等を計るアンケートを実施するとともに、回答数を向上させるために工夫（ポイント付与など）すること。

エ 要件に関する補足事項

(ア) 実施時期は、準備期間や既存フェアの開催時期等や協議会の希望を総合的に勘案して決定すること。

(イ) 使用食材は、その産地が偏らないことが望ましい。

(2) 広報業務

ア 広報物のデザイン・印刷

- (ア) 広報物は、ポスターとメニュー表の作成を必須とする。その他、広報紙やランチョンマットなど、食材の特長をPRするために効果的なものを作成すること。
- (イ) 広報物のデザインは、本県との連携や食材の特長を端的に説明できるものとする。
- (ウ) 広報物の印刷は、受託者が行う。なお、広報物の納期は、フェアの広報に効果的な日数を確保できるよう余裕をもって設定すること。
- (エ) 印刷の数量は、広報に効果的な数とすること。

イ 広報活動

- (ア) ポスターは、店舗や兵庫県庁舎等に掲示すること。また、その他の広報物も、駅やホテル、交通広告を活用するなど、効果的な広報に努めること。
- (イ) プレスリリース、HP や SNS を用いた情報発信を行うこと。
なお、プレスリリースは、委託者の記者発表日と同日に行うこと。

(3) 実績資料の提出

フェア終了後、次に掲げる資料を速やかにとりまとめのうえ、提出すること。

ア 広報物のデータ

広報物（紙媒体、プレスリリース等）の PDF データ。

イ 状況写真

広報物の設置状況や開催状況を撮影・記録したもの。

なお、広報物の設置状況は、設置場所や位置が分かるように（全景と近景を撮影するなど）工夫する。また、開催状況については、開催中の店内の様子のほか、広報物を来店者が目にしている様子や食材フェアの料理を注文している場面など、事業目的（兵庫県産農林水産物の認知度向上）の達成が分かるものが望ましい。

ウ 事業目的の達成度合いが分かる指標及び来店者の反応

各店舗の来店者数や料理の販売数の数値など、事業目的の達成度合いが分かる指標を提供すること。

なお、来店者の反応については、アンケートなどにより把握することとし、より多くの回答が得られるよう工夫すること。

5 委託期間

契約締結日～令和7年1月31日（金）

6 その他

- (1) 委託期間内を通して、協議会と連携し、情報共有を図ること。
- (2) 本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議会と協議の上、決定すること。